

## 第 25 回辻堂市民センター・公民館建設検討委員会 議 事 概 要

日 時 平成 29 年 7 月 7 日(金曜日)

午後 2 時 00 分 ~ 3 時 20 分

開催場所 辻堂市民センター 第 1 談話室

### 出席者

委員長	松本 喜夫 (辻堂地区自治会長・町内会長連絡協議会)
委員	関岡 壽夫 (辻堂まちづくり会議)
委員	小川雄二郎 (辻堂地区防災協議会)
委員	野中 富央 (辻堂地区社会福祉協議会)
委員	金子 節子 (辻堂公民館評議員会)
	井出 秀治 (市民自治部長)
委員	宮原 伸一 (市民自治推進課)
委員	池田 潔 (辻堂市民センター)
委員	塩原 彰子 (生涯学習総務課)
委員	高橋眞智子 (総合市民図書館)
委員	齊藤 康 (地域包括ケアシステム推進室)
委員	工藤 秀明 (消防総務課)
	鈴木 真也 (消防総務課)
委員	神原 勇人 (教育総務課)
	佐藤 繁 (教育総務課)

### 欠席者

委員	松原 和憲 (建設地近隣町内会等)
委員	石田 節代 (辻堂海岸団地自治会)

### 事務局

内田美智夫 (辻堂市民センター)  
大岡 誉和 (市民自治推進課)  
近藤 清志 (市民自治推進課)

### その他

岡 健志 (公共建築課)  
塩野 充彦 (公共建築課)  
椎谷 檀行 (公共建築課)  
斎藤 啓介 (株式会社 国設計)  
小坂 貴志 (株式会社 国設計)  
松尾 隆志 (株式会社 国設計)

傍聴人 9 人

### 配布資料

1. 会議次第
2. 出席者名簿 (資料 1)
3. 前回の建設検討委員会 (6/26) の確認について (資料 2)
4. 図面資料 (平面図 1 階 ~ 屋上、断面図、日影図)

## 1 開会

### 委員長

お忙しい中、また、この暑い中ご出席頂きありがとうございます。ただ今より第25回辻堂市民センター・公民館建設検討委員会を開催させていただきます。前回に引き続き、今回も公開とさせていただきます。本日も5人を超えておられますが、全員に傍聴して頂きます。では、事務局から傍聴人に対してのご注意をお願いします。

### 事務局

事務局から注意事項のご説明を申し上げます。傍聴人におかれましては、写真、ビデオ等の撮影、録音をしないようにお願いします。また、資料の扱いは、会議の最後に決定しますので、途中退席をされる方は資料を席に残して頂くようにお願いします。

### 委員長

傍聴人の皆様よろしく申し上げます。本日の議題に入る前に、市民自治部の井出部長がお見えになっておりますのでご挨拶をお願いします。

### 市民自治部長

皆さんこんにちは。今日は七夕、二十四節気の小暑ということで、もうちょっとすると梅雨が明ける時期となっておりますが、お暑い中、お集まり頂き、ありがとうございます。

辻堂市民センター・公民館の建設検討委員会の委員の皆様には、松本委員長を中心に、辻堂地区のまちづくり、あるいは地域団体サークルの活動など、多角的な視点から、辻堂地区全体の活性化を課題としてご検討頂きありがとうございます。ご承知のとおり、基本設計の期間を延長しまして、現在その基本設計案の計画建物の配置の根拠等の共有を一生懸命進めています。7月1日の地区全体説明会でもご説明をさせて頂いたところです。

基本設計案の建物配置は、特に北側の共同住宅に対する日影の課題は一部残っていると認識をしておりますが、市としましては、地域の皆さん、あるいは中学校テニス部の皆さん等のご意見も伺いながら、消防の出張所は東側道路に面する南東側に、テニスコートは長い方が南北の向きで、2面ある場合には直列ではなく並列という決りを、一つの条件として、辻堂市民センター・公民館と消防署の基本設計案をベースとして進めてまいりたいと考えております。

また、北側住宅の日影の関係ですが、これは極力影響を抑えるように考えていきたいと思っております。例えば各階の高さ、ホールの高さは可能な範囲で少しでも低くするとかの検討を、是非進めていきたいと思っております。

また、周辺の道路も非常に重要な問題ですので、建設検討委員会でもご議論、ご検討を頂いておりますが、市としまして、関係機関と一緒にさらに調整を深めてまいりたいと考えています。

先日の地区全体説明会でのソフト事業に関するご発言を受けて、ハード面の見直しもありますが、ソフト的な観点も非常に重要だと考えています。12月に開催した意見交換会の中でも、世代を超えて皆が触れ合えるカフェなどを、図書室の一部を開放し、スペースの有効活用してほしい、との具体的なご意見も頂いています。また、高齢者と若者が触れ合えるところ、湘南辻堂を誇れるところ、夢を感じられるところ、といった新しい辻堂市民センター・公民館に対するご期待も伺うことができました。今後、新しい辻堂市民センター・公民館の建設に向けて、是非、皆様が代表する団体などでも、この新しい辻堂市民センター・公民館を利用したソフト事業について、積極的にご議論頂きたいと思っております。引き続き、建設検討委員会でもよろしくお願ひしたいと思ひます。

重ねてのお願いになりますが、藤沢市としては、将来に向けて市民センター・公民館が施設として担うべき機能を発揮し、辻堂地域全体の活性化という視点に立って、地区のまちづくりにも、サークルや施設利用者にも、近隣の生活環境にとっても、学校にとっても、といったトータルバランスを考えて、再整備を進めていきたいと思っております。本当に新しい夢のある市民センター・公民館ができるのを期待しながら、ご協力頂けるようお願いをして、私の挨拶とさせていただきます。

## 2 議題

## 委員長

ありがとうございました。それでは「議題(1)検討事項等の確認及び進捗報告」について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

議題に入る前に、資料の確認をさせていただきます。書面がA4とA3で、A4は「次第」、「出席者名簿」、「前回の建設検討委員会の確認について」になります。A3は図面が6枚あります。

「第25回建設検討委員会 資料2」をご説明します。前回の建設検討委員会が6月26日に開催されましたが、その内容の確認になります。議題は2つです。1つが「1.検討事項等の確認及び進捗報告」で主に事務局からご説明させて頂いた内容です。その「方向性・課題」についてです。

(1)消防出張所、テニスコート等の配置については、その理由を共有した。これは、5月19日、6月9日、6月26日の3回にわたってご確認頂きましたが、南側配置案との比較検討は行わない、ということです。

(2)共有した建物配置の根拠を生かしつつ、且つ北側住宅への日影の影響を少なくするために、市民センター3階の床面積を小さくして、その分を体育室側で生み出す提案、具体的には、ホールの部分を体育室の上に乗せられないかというものでしたが、15mの高さ制限の中では実現できない、とご報告させて頂きました。

続きまして、議題の「2.懸案事項の検討」についてです。

(1)は、消防出張所の建物についてです。3階部分の多機能訓練室と訓練スペースの一体利用の有効性や出動動線から考え、現行案どおり3階建とし、諸室の配置の検討を進める、という考えが示されました。

(2)は、今の建物配置としてやっていくのが良いと思う。辻堂全体で考えなければいけない。ただ、日影を課題として、すべてについて北側住民の方々が何か被るということではなく、市の方も配慮しなくてはならない。全体的な歩み寄りが必要、というご意見がありました。

(3)は、基本構想の段階でも利用者がどのように利用するのかを理解し、位置や形などをイメージして検討してきた、という経緯のご説明がありました。

(4)は、「3つの基本コンセプト」の「交流とふれあいの輪をひろげる」は、物理的なスペースのことだけでなく、どう活用していくのかというソフト的な面での検討を重ねていきたい、というお話がありました。

(5)は、福祉避難所については、主にハードの面の検討をされてきたが、詳細設計の中で運用を含めた検討を行う、というお話がありました。

以上が前回の建設検討委員会の内容となっています。

続きまして、2番「地区全体説明会7月1日のご意見のうち、今回の議題としていただきたいもの」です。

地区全体説明会が7月1日に開催され、多くのご意見を頂きました。その中で今回の議題として頂きたいものを4つ挙げています。なお、一番下に 印を付けてありますが、この4つの他にも、多くのご意見を頂きました。まだ議事概要がまとまっておりませんので、作成次第それらも含めてお知らせをしたいと考えています。

は、交流スペースは重要で、何をするのかといったソフト的な検討が必要、ということ。

は、木曜クラブには、音に敏感な人がいるので配慮が必要、ということ。

は、基本計画案の駐車場出入口だと、市民センター・公民館を利用する車が団地のなかに入り込むことにならないか懸念がある、ということ。

これは、図面でご説明をしたいと思います。お手元にA3カラー刷り図面がありますが、基本設計案に基づく建物配置を示したものです。駐車場は、中ほどに紫色で色付けされ、屋内16台と書かれています。この出入口が南側の道路に面しています。この南側道路は東から西に向けての一方通行になっているので、東から来た車が駐車場に入り、施設を利用した後は、駐車場の出入口から西の方に向かって出ていかざるを得ない。出ていった先で、車は木曜クラブの角で、マクドナルドの方に抜けることもできるし、北の方に抜けることもできるのが現状です。車の多くが北の方に抜けて団地の中に入り込むことにならないかというご懸念です。

これについては、従前、この建設検討委員会でもご検討を頂き、関係機関とも協議をしているところです。南側の道路には、ガードレールが両側にあります。このガードレールを外した上で、この配置図の南側に茶色の格子状で色塗りされている部分を歩道状空地とし、歩行者の安全対策に配慮しつつ、この道路を双方向にすることができれば、

例えば東の方からこの南側道路を通過して駐車場に入った車が、また東の方に戻っていけるようになります。また、この用地の南西角の丁字路で、車が北に向かわないようにするために、この用地の西側の道を北から南への一方通行にすることで、北に車が入り込んでくるのを防ぐ、というご検討をいただいているところです。

では、辻堂砂山市民の家の利活用も考える必要がある、というご意見を頂きました。

先ほども申し上げましたように、まだまだ多くのご意見を頂いていますが、今回の議題として頂きたいものを、まずは4点挙げさせて頂いたところです。

## 委員長

ただ今事務局からご説明がございましたが、建物については近隣住宅への配慮については、市としても検討していただきます。地区全体説明会で話があった、交流スペース、砂山市民の家の利用などに関するソフトの問題について、何かご質問がございましたらお願いいたします。

## A委員

地域交流スペースについて、最初に我々がまちづくり会議で考えていたのは、辻堂地区にはやすらぎ荘的なものがないという前提で考えて、この市民センターの中にやすらぎ荘的なお年の方が集まってお茶が飲めるようなスペースをつくりたいと考えていたのです。

ところが、住民の方々からのご意見として、茅ヶ崎の松波コミュニティセンターのような交流スペースが欲しいというご提案頂きました。

その時は、松波コミュニティセンターの欠点は若い者が真ん中にいて、高齢者が隅っこの端っこに追いやられているので、本当にそれが我々の求める最初に考えていた高齢者の方が集まれる場なのかと。若い人が来るのも大事ですが、そういう場とのうまいバランスが取れた、できれば、この交流スペースが若者もお年の方も来て、気軽に話せるような環境にしていけたらなという気持ちで、今現在は考えています。

## B委員

同じく交流スペースの件です。この間も、今お話があった松波コミュニティセンターの例が出て、あれを見に行ってきたという声も聞きました。私自身はまだ行ってないのですが、こういう検討を始めるだいぶ前から、コーヒーサロンとか名前はいろいろあると思いますが、そういうソフトな感じの交流スペースが欲しいという要望を複数の声として聴いてきています。

ですから、それをこの設計図面の中で具体的に入れるようなスペースはないかということで、図面検討の中でやって来ました。現状では、奥ではあんまりなので、この位置が適当であろうと。入って右の図書室の手前の位置に交流スペースをつくった。それで図書室と交流スペースとの位置関係について、検討が重ねられたわけです。この限られた全体スペースの中で、図書室を生かし、入口の雰囲気も残し、そして交流スペースとのどちらへも出入りができるような位置関係を、そして図書室の安全管理も、どうやってクリアするかを具体的に検討を進めてきた経緯があります。

平面図だと分かりづらいとは思いますが、私たちが設計者からご説明頂いて理解した範囲では、この1階に地域交流スペース、その真上の2階が吹き抜けになっていて、道路側にテラスがあり、その見通し、その明るさ、図面上の広さではなくて心理的な広さ、開放感、そういうものを設計としてやってみた。この限られた狭いスペースの中で、そして、図書室の入口は図書室としての必要な要件と、狭いところではあるが交流スペースとのうまい、少しでも広さを感じさせるような配置の検討が、今の図面では仕上がっている。

繰り返しになりますが、この建物全体であれもこれもというふうな要望を、限られたスペースの中で、現時点では最大限に工夫した図面であり、最小限のスペースを生かした案ではなかるうか。確かにもう少しこの地域交流スペース、コーヒーサロンの要望の声を聞けば、何とかならないかと思いつながら、この検討委員会を進めてきているが、現状のまままでいけば、これは現時点での最善の案ではなかるうかと、私は理解しています。

## C委員

私もそう思います。交流スペースに関しては、今の公民館ではホールの前にロビーがちょっとあるだけです。そこに長椅子があって、昔は給水機があったのですが、今はブリックパックの自販機が入るようになりました。外に出れば自販機もあり、そこでちょっと飲んだり、お話をしたりということにはなっているのです。

そういうところで、交流スペースを私たちが考えるときには、その図書室からの動線も考えて、その図書室に行って本を借りてきて、そこでちょっと飲みながら本を読めるかなとか、本当に狭いスペースのやりくりをいろいろやりました。受付カウンターも、図書室に関しても、なるべく見通しを良くしよう、ガラス張りで見やすくしようとか、いろいろなお話をさせて頂いた。

また、皆さんたちからもご意見を頂いて、「コーヒーなんか飲めて皆さんと話ができたらいいわ」って、初めにお聞きしたときには、私もT-SITEのことをすぐ頭に思い浮かべました。いいなあと思いました。また、図書室がそばにあるので、それぞれの相乗効果が出るといいなっていうことで、今、B委員がおっしゃったとおり、いろいろな検討をしてきました。

市民センターの事務室に関しても、カウンターを少し低くして見通しを良くしようとか、住民の方が来られたらすぐ目についてその対処ができるようにしようとか、柱はこういうふうにしてもっと見通しが良いようにしようとか、私たちそれぞれのいろいろな知識とか経験をお互いに言い合って、本当に最善を尽くそうと思い、2年をかけてこういう形になっているのです。

100%、おっしゃって頂いたことをできれば本当はいいのかもしれないのですが、やはり現実というものがありますので、何かと摺り合わせをしながらやっていくしかないということで、この案で私たちはやってきましたので、そこをご理解して頂ければいいなと思います。

## 委員長

他にご意見はございますか。

## A委員

この交流スペースと図書室とは、有効的な使い方をもう1段進めていけたらというのが個人的な気持ちです。

この辻堂の図書室が、藤沢市の中で率先して電子タグ化をしたらと思う。基本的に電子タグを使えば、今のやりくりする書類、本を貸し出すやり方を、もうちょっと簡便な形でやることができる。そしたら交流スペースで本を読める環境がつかれる。今の図書室では狭いので、ゆっくり読めるスペースが確保できていないので、交流スペースでも本が読めるように、もうワンレベル上の、高い仕組みとこのをやってみたらいいのではないかと。ただお金がかかることなので、そう簡単に、部長さんが言いだしてもすぐOKというわけにはいかないとは思いますが、できればそんなことも考えた方がいいなという気持ちを持っています。

交流スペースでも借りた本が読めるようになる、できればそうしていきたい。

## 総合市民図書館

確かに図書室は限られたスペースなので、もう少しゆったりして、有効な使い方ということであれば、交流スペースの中でもお読み頂けるようにとは考えております。

今、図書館では図書館カードをバーコードで読み取って貸出しているのですが、図書室ではオンラインシステムでなく、紙に記録をとって貸出手続きをしています。おっしゃるとおり、すぐに今の図書館と同じ貸出サービスをというとなかなか、検討はしているのですが進んではいません。ただ、図書館としても、4図書館と11図書室で同じサービスが受けられて、同じ一枚のカードを全部の図書館・図書室で使えればいいねと考えているところです。

## A委員

せっかく図書室と交流スペースがあるので、交流スペースで自由に借りた本を読めるように、今の不便さを一歩改善して頂けたらという気持ちはあります。

## 総合市民図書館

スムーズに貸し出しができるという部分ですね。

#### 委員長

ただ今、交流スペースの問題もお話頂きましたが、その他には、そばにある砂山市民の家などを利用したらというご意見もありましたが、その件についてはいかがでしょうか。

#### B委員

地域交流スペースは、相当強い要望があるという前提に立つと、今はこの現状の設計の中では、これまで最大限の設計上の努力をして頂いているので、我々は限られた中で容認せざるを得ないかなというところでは。

しかし、一番の砂山市民の家の活用という声もあるならば、この交流スペースと共に、一気にそれを実現したい。図書館と交流スペースは、これまで一生懸命やったけれど限度があるよということであれば、この と が繋がった形で、図書館も交流スペースも、もう少し悠々と使えるようになる。建物全体の中で、何かを活用するというのであれば、 と は繋がっている検討内容だと思います。

#### C委員

地域の縁側事業みたいなものですかね。

縁側事業みたいな、市民の家をそういう形にするのですか。

#### 委員長

それについてはまた調整をさせて頂きたい、皆様の意見を聞いて検討したいと思っております。その他に何か。

#### A委員

いや、まだいいですか。今、地域の縁側で、高齢者の方がそこへワアッとお使いになっている。基本的には今後とも、サテライトとして使っていくわけですね。それは決定事項ですね。その辺の位置付けがどうなっているのですが。

#### 委員長

縁側事業の方は、そのままになっています。

#### A委員

そのまま？ ある期限が来たらお金は出ないとかいう話も、ちらほらと噂で聞いているのですが、どうなっているのですか。

#### 市民自治推進課

では、縁側事業について、今、地域包括ケアシステム推進室が所管しているところですが、その前が市民自治推進課の事業だったので、私の方からご説明します。

地域の縁側事業につきましては、市長の公約事業になりますので、終わるということはない気がします。今回も募集をかけておまして、小学校区に1ヶ所程度ですから、約40ヶ所を目指していくのだろうといったところでは。全部が通れば、カウントで約30に近いところになります。

地域の皆さんが活動したいという思いがあって、活動場所が欲しいということであれば、地域市民の家の利活用を今進めておきますので、もし、この砂山市民の家をステージにして、地域の縁側事業として多世代交流であるとか、いろいろな方が気軽に相談できるような仕組みづくりとして、担い手の方が出てきたなら、そこは提供していきたいと思っています。

#### A委員

難しいのはこの市民の家で、新しい市民センターの交流スペースの位置付けをどういう形にしなくてはいけないのか。包括ケアシステムも含めて福祉窓口のトータル的な、代表的な場になるような位置付けが考えられないものか、その辺を市からご提案頂いた方がいいと思っています。

#### 市民自治推進課

例えば、市民図書室、地域交流スペース、あるいは砂山市民の家、それぞれが今持つ機能は違うのですが、共通項を導き出して、そこをうまくリンクできるような形を、当然模索すべきだと思います。公共施設の有効活用といった観点からも、そういうことが必要だと思っています。

#### D委員

どこまで今日の話題を広げていいのか分からないけど、この1-2-(5)の「福祉避難所について」、の話で伺いたいことがあるのですが。

#### 委員長

はい、どうぞ。

#### D委員

福祉避難所という機能を考えた時に、この新しい構想でのコンセプトについて、確認したいことがあります。

外から避難して来た時に車椅子でいらっしゃる方は、1階部分に入るのでは危ないということで、2階フロアまで外階段というか外のスロープで行くというコンセプトが基本的にはあって、北側に斜路が付いている。

このA3の図面(2階平面検討図)で一番上のところが斜路ですよね。これで2階に行くわけですね。その斜路の傾斜が12分の1であって、1m上がるのに12m要りますという意味ですよね。で、幅が書いてないけど、1.2mでしたか？

#### 国設計

有効で幅2mです。

#### D委員

この2階平面図では、2階まで上がりますと、部屋として和室があったりするからいいのですが、万が一のために3階及び屋上まで逃げられるようにしたいというのが福祉避難所のコンセプトにあったと思う。

2階から3階に行く時に、西側のテラスにある階段で3階まで行けるのですが、幅は2mはなく、非常階段みたいなものです。建物内に入って階段室を上がると、3階までいけるかもしれないが、車椅子で動く時を考えると、2階までは斜路でスムーズに入れるのですが、2階から3階、もしくは屋上に避難をする時には、不十分じゃないのかという気がする。階段の幅が狭いのではないか。

2階の外側にあるテラスが、長さが22m～25mぐらい。この部分から何らかの方法で3階まで外から上がるというわけにはいかないのか。テラスと書いてある部分に長手の方向に斜路を通して、3階まで上げてしまうことはできないのか。

3階から屋上にはどうやって行くか分からないが、屋上に避難することを考えると、体育館の上が約400㎡ありますので、この屋上に人は上がれないのでしたっけ、体育館の上には。

#### 公共建築課

体育館の上は難しい。

#### D委員

丸屋根ではないが、上がらない？

**公共建築課**

避難スペースとしては検討していない。

**D委員**

万が一の時にも？ でも 400 m<sup>2</sup>もある。

**公共建築課**

基本的には、今、避難スペースとしては考えていません。

**D委員**

それから、消防署の3階にある屋上は約 170 m<sup>2</sup>ある。ここは平素から訓練に使えるし、外階段から上がってきてそのまま入れたら十分に機能する。ホールの屋根は、避難ルートと書いてあるところからちょっと上にある階段を上がってホールの屋根に行けませんが、ここは設備スペースで、設備機器がいろいろとあって、そこには入れないが、通っていけばホールの屋根に避難できると考えでよろしいか？

**公共建築課**

今、避難スペースとして考えているのは、3階と屋上のベランダを歩いていける消防の屋上です。設備スペースを歩いて行くホールの屋根は、大スパンでもあり多人数の避難スペースとしては考えていない。

**D委員**

消防の屋上は避難スペースとして、いざという時には使ってしまうという話で了解しています。そこまでの準備がありながら、2階までは車椅子で行けるのだが、その後の階段も狭いし、配慮する余地はないのですかというのが私のこだわっているところです。

この半年間位、このディスカッションを封印してきたのです。いよいよ様々に詰めなければいけないところを、繰り返してお話を出しておかなければいけないと感じています。

要するに、両脇から車椅子をかかえて階段を上がるには幅2mではいけない。そこだけ、手で上がってくださいとは言えないでしょう。何とか人手は必要だけど、両脇から持って上げられるぐらいの幅を屋内の階段か、もしくは外階段なり、外の斜路でもう1回検討できないかと、言い損ねるといけないので、もう一度言っておきます。

**公共建築課**

確か以前、その話を頂いた時に、車椅子を両側から抱えていくには、多分、2人か3人がかりでないと運べない。であれば、おんぶしていった方が早いのではないかとか、そういう話があったと思います。

**C委員**

ああ、車椅子だとね。

**公共建築課**

その辺も含めて検討しましょうと。

**B委員**

布担架であるとかね、そんなことになるだろうと、現実的な問題だと思います。

**公共建築課**

多分、車椅子の重さと一緒になるよりは運びやすい。



**B委員**

今、D委員言われたのは、これは詳細設計で検討することですが、今から触れておくよという、ジャブをちょっと。

**D委員**

どこかの新聞に、竹のレールみたいなのをとりあえず置いておくという記事が出ていた。それを置いておけば、車椅子も上がって行けると。そういう応急対応が有ると無いとでは最後は違うというから、そういうところにどんどん知恵は絞りたいと思いますが、最初から動けないような造りはできるだけ避けたいというのがごく自然な気持ちです。

**委員長**

階段について、今ご質問がありましたが、今後これは検討していくということで進めたいと思います。

**A委員**

意見いいですか。福祉避難所というのは、辻堂地区では今、2つあると思う。SST(サステナブル・スマートタウン)の特養と白浜養護学校。これで、多分3つ目になると思う、この市民センターが福祉避難所になると。

**D委員**

機能としてはそうかもしれないけど、違うよ。

**A委員**

私の考えでは、決めなくてはならないのは藤沢市の中で、要援護者という定義です。避難するのに必要な要援護者は、要介護者の何級までを要援護者とするのかという定義づけをして、その対象となる人が大体何名いるから、3つ目の施設としての福祉避難所として、この市民センターで受け入れる必要があるのかを把握することです。

逆に言うと、要援護者の定義づけと、実態としてどの位の人がいるのかをつかむ必要があると私は理解しています。この辺をD委員に言ったら、違うと言うのか分かりませんが。

**D委員**

それは最初から私が申し上げています。何が定義なのか、どういう要件を持つのかということ、最初からお話をし、それなりにお伺いを出している。

私は、それでも具体的な数字が出てこないから、自分の経験に基づいて、この辻堂地区で要避難者がどの位いるのか、要はその福祉避難所で受け入れる人がどのくらいいるのかという試算も出してあります。これはこの会議にも出してありますから、それをご覧頂きたいと思う。

しかし、役所の方からはどういう人が対象で、何人位いるのかという数量は、一切出てきてないです。だから、どのような人間の数をあてにするのかが分からない。ということは、全くこれは皆無の状態で行っていることなので、イラついてこっちから出していますが、それに対してどうかという答えが返って来たことが無い。

A委員が今言われても、前からやっていて答えが出てこない。そのうちに、どうやってこれを設計するのか、その設計の理念を聞きたいと思いますが、対象の相手も分からずにどうやって設計できるか分かりません。

**A委員**

ただ具体的には、もう詳細設計の段階ですよ。

**D委員**

いやいや、だから、全部前に置いておいて、詳細設計の段階だからと言われりゃ、もっと最初にどうやって言いたくなります。

実際は、やれる範囲で一步進めていくよりしょうがない。でも今の話、基本的な数値と定義を出してくれというのは、全くそのとおりです。反論しないけど、出てこないのも事実です。

### 地域包括ケアシステム推進室

地域包括ケアシステム推進室ですが、要配慮者がどのくらいの人数がいるのか、その人数は、例えば小さい子がいる方、お腹が大きい妊娠されている方も全て入るのです。さらに言うと、これから、もちろん皆さんもご存知だと思いますが、高齢社会が進んでいくと、その対象になる方はどんどん増えていきます。ですから、人数も1つ大きなポイントだとは思いますが、辻堂地区として頼りになる拠点、ここに行けば安心だというところの視点が一番重要ではないかと思えます。

その数字的な話で議論をしていくと、なかなか進まなくなってしまうと思えます。ただ、防災的な観点から辻堂地区に対象者が何人いてというポイントは、議論する必要があると思えますが、その的があまりにも人数に行ってしまうのは、まとまらない。これからそういう方が増えていくのは事実ですから。

この度、この地域包括ケアシステム推進室として、何を進めているかという、支えあう地域づくりです。そこにいて、何が皆さんたちで出来るのか、「自分たちの街を自分たちでつくって行こう」というコンセプトのもとで、そのためにここに包括支援センターをつくれます。

ちょっと話がそれてしまいましたが、今の数字的な関係については防災担当課の方で、数字を押さえていると思えます。

### D委員

出てこないって。

### 地域包括ケアシステム推進室

避難行動要支援者は、ご存知だと思います。例えば、級とか手帳を持っている方とか、介護認定の要介護3以上の方が、何人いるかは数字的なものを持っているのですが、具体的な話だと、要介護4とか5の方が在宅か、施設に行っているかもあるので、絶対的な数字を行政として持っているのかと言うと、なかなか持ってない。

### D委員

大事なことは、その人たちがとりあえず来るのか、ここに来てほしくなくて白浜養護学校かどこかに最初から行ってもらうのか、できるだけ早くそちらに受けとってもらうのか。そういう全ての事柄がはっきりしてきて、一体ここでどういふ方をとりあえず受け入れるのか。そこが決まらないと、皆さんが避難する前に来てくださいと言われていても、預かったまま動けなくなって、どうにもなくなる恐れがある。もしも防災担当課と地域包括ケアシステム推進室の方で考えているガイドがあるのであれば、それを出して頂いて、少なくともこの設計要件はそれを満足するようにしておく必要があると思えます。

### A委員

基本的には、介護士とか医師まで、どういう形で災害が起きた時に、どこまで準備できる体制が組めるのかどうかです。

### D委員

そうです。

### A委員

そこが無いと、福祉避難所といったって、一般避難所となんら変わらなくなってしまうわけです。やはり福祉避難所と位置付けるには、それなりの体制、前にも言ったように、酸素だとかベッドだとか、車椅子は当たり前ですが、それプ

ラス介護士、医師、そういう体制を、非常時に人が来られるような仕組みとしてできるのか、仕組みづくりが大変なところ です。

#### 地域包括ケアシステム推進室

おっしゃるとおりだと思います。仕組みづくりがあって、発展的な話として、次にそのネットワークというところが重要 になってくると思います。

#### A委員

そこで、その絵が、今、藤沢市の中ではご検討になっているのかどうかというのが質問です。やっていますか。

#### 地域包括ケアシステム推進室

今、ちょうどそこについても、それぞれ検討しているところです。

#### A委員

やっていれればすごく期待したい。お願いします。

#### D委員

そうするとおのずと、どういう組織の連中がここに来ることになり、どういう非常時の通信システムが必要かということ になってくる。それを踏まえて現状を見てみると、どこかのセンターの危機対応室みたいに、電話線のジャックがある だけであとはお茶飲むところになっている。実際にどうなっているかは他を見てみれば分かるけれど、実際にはとても 何かの時に機能するとは思えないのが現実です。だから、もうちょっとリアリティをもってやるには、もうひと頑張りして、 何が起きるかということを考えながら、それでも出来ることと出来ないことはあるのだから、少しでも前に進めていき たいと思います。

#### A委員

決めるというのは、定義付けです。どういう定義にするかが大変なのです。

#### D委員

津波の危険があるから、特別なレベルで考えればいいと思う。先駆的にやるチャンスだと思います。

#### 委員長

辻堂地区では、津波を前提に、福祉避難所にしたいという考え方で、2階に体育室を持って来ているわけです。そ こを特に理解して進めて頂きたい。御所見とかの地区で2階に体育室をつくるのとは違い、我々は津波を前提に考え ていますから、市全体で一律のレベルで考えるのではなく、辻堂と鵜沼と片瀬が一番危ない、この3つはどうしても津 波のことを前提に考慮して頂きたいと思っています。

#### 市民自治推進課

そこは市民自治と包括ケアシステムの方で引き取って、検討させていただきます。

#### 委員長

よろしくお願いします。他に何かございませんか。

もし無ければ、先ほど南側から駐車場に入る車と道路について、全体の道路に関して説明を行いましたので、それ に関してご意見頂きたいのですが。

#### A委員

今、公共建築課さんの検討は、どこまでいっているのか、この南側道路の位置付けの検討は、

### 公共建築課

今、そちらについては、以前お話したところです。こちらの使い勝手等々を説明し、警察と市の道路部局と、こういう状態であれば双方向はできる、できないというような相談をしている状況です。先日相談した時点から、進んではいけないところです。

### A委員

部分はOKなのか、全面双方向にしなくてはならないのか、その辺の判断が見えてこないのですが。

### 公共建築課

それは警察にお話した時に、できたら途中で双方向から一通行に切り替わるのは安全上好ましくないと。ただ、それが絶対とは警察も言わないので、近隣全体の使われ方を見て、安全にできる形であれば、認めてあげると。ただ、さっき言ったように、途中で切り替わるのはどうかという話があります。

### D委員

最初の頃に、途中で切り替わる話を、私もしたことがある。そのメリットは西側の奥の方は必ずしも幅員を広げなくても、東の手前の方を無理矢理とか広げれば、その双方向の幅を十分に確保できるので、この真ん中から切って東側だけを双方向にしたらいいのではないのか、なまじ奥の西側まで道路部分の提供を含めて敷地内側に下げると面積が狭くなるだけだからと。同じ面積でも東側の方だけの幅を広げれば、双方向の部分だけは広い幅を確保できると思ったからです。

そんなにそこに固執する理由もないので、あとはよろしいようにとは思っています。

### B委員

今の道路に関しては、この一方通行、これは要するに幅が狭い、車1台しか入れないような狭さなので、両脇のガードレールを取り払ったらどうかと言った。その時に、いや、これは少なくとも住民要請によって、過去の経緯として、ガードレールを両側につくってもらったので、これを取り払ってくれというのは非常に難しい、という説明を聞いた記憶があります。その状況は今でも変わらないのでしょうか。

### 公共建築課

それも以前、B委員が言われたように、要望によりつけたという事実がありますので、やはり要望があれば、取り外すことも可能だと思われます。

安全性を確保できるような形態、道路にペイントをしたりだとか、様々な対応をすることによって安全にできるのであれば、その辺はできないという話では無い。

### B委員

この図面の中で、先ほど図の説明があったように、その茶色の部分は歩道として使うのでこう引いているということですが、ガードレールを設けたのは、少なくとも子どもさんを含めた人に対する保護ということをやったものだろうと思う。それを取り外した時に、人の安全は無視されているのではないかという地元の声を、改めて確認する必要が出てくるということでしょうか。その作業の過程として。

### 公共建築課

それについては、例えば、ここには植栽を道路と歩道の間に設けるとか、歩道の構造として縁石の高さを高くするとか、歩道状空地と道路の間にガードレールやフェンスが必要であれば、その対応も出来ます。警察と市の道路部局と

の調整の中では、やはり安全性が一番重要視されると思いますので、この辺の指導を受けながら調整していくことになると思います。

#### 委員長

いかがでしょう、今の道路の件につきまして。

#### A委員

もう一ついいですか。配置図の中で、この双方向にする西側の三叉路の道路の隅切りですが、その北側の十字路にはきれいな隅切りができています。この三叉路の隅切りも、もう1回絵を描きなさいと、安全性を考えたならこんなに出っ張った三角形ではおかしい、道路として。

#### 公共建築課

この辺はもう開発の方からも指導受けていまして、この辺は描きなおします。

#### 委員長

では、次回は新しくしてください。

それでは確認もしたいのですが、南北方向の道路、砂山市民の家とテニスコートの間の道路は、今双方向になっていますが、この道路についてもどんな考えがあるかを、お聞きしたいと思います。ここは今、双方向通行で、南側の東西方向の道路だけが一方通行になっていますが、市としてどのように考えているのか、事務局からもう1回コンセプトをお願いします。

#### 事務局

図面の色付けされているところが今回の事業用地になります。その西側で、道路幅員 6000 と書かれている道路が、今は双方向の南北道路になっていますので、北から南に来る車も通れるし、南から北に行く車も通れるようになっています。以前、この建設検討委員会でご検討頂いたのは、例えば、北から南への一方通行とすることで、南から来る車が団地のなかに入り込むことを抑える効果が期待できるというお話であったと思います。このことについて、皆様にご議論頂ければと思います。

#### 委員長

今、北から南への一方通行にすることによって、住宅街の方にこの駐車場を使った車が入れなくなりますので、迷惑をかけないで済むということです。駐車場から出た車は南側の道路に出ると、左右に分かれることになりますが、希望として警察の方で更にテニスコート脇を右折して西側にある南北方向の6m道路へ曲がって行く車が出ないように、西側道路を一方通行にできればいいという提案だと思えます。

#### 辻堂市民センター

よろしいですか。その点に関しては、今日、近隣町内会等や辻堂海岸団地自治会選出の委員が欠席されていますので、次回以降の検討としてはいかがでしょうか。

#### B委員

賛成です。

#### 委員長

はい、分かりました。では、お二人の委員のご意見を伺ってからにします。

先日、お話が出た木曜クラブの方から質問がいくつかありましたので、直接、木曜クラブの代表の方にお会いし、お話し合いをしました。お見えになった方は、木曜クラブの役員さんで、町内の方です。あそこを経営している方たち

にもう1度、お話を聞いてみたいと思っていますので、次回、木曜クラブの方のご意見も聞いた上でご報告いたします。

今日、木曜クラブのことで何かお分かりになっていることがあれば、お聞かせ頂ければと思います。

#### 辻堂市民センター

その点に関しては、この前7月1日に説明会でご意見を頂きまして、一般論として確認させて頂きました。やはり音に関して、考慮は必要であるというお話と確認が取れましたので、今、市の福祉部局と調整をとっております。それをまわって市と法人としての木曜クラブさんと、協議をさせて頂きたいと思っております。今この場で、どうこうということではできないのですが、どういうふうにしていけばいいのか、どういうところに配慮すべきなのかについて、検討、協議をして進めていきたいと思っております。

#### 委員長

その時できれば同行させて頂いて、お話を聞かせて頂きますのでお願いいたします。

#### B委員

今のご父母の方とかの話をよく聞いてからということで、私は了解しましたが、他の施設で今までに防音で苦勞されたことがあるか、そういう工事をしたことがあるかが分かれば教えて頂けますか。

#### 公共建築課

この施設から出る音に対して、例えば音楽室だとか、体育室だとかから音が出る。それには壁の材料に気を付けたりとか、窓を二重サッシにするとかの対応をします。そういうのはよくあります。今回は実際、この前の7月1日の説明会でも消防の方の話があったのですが、その消防については具体的なことはありません。あとあったのが学校のプールの声が響くということで、防音の柵を立てたりした計画はあります。

#### B委員

昔話ですが、私が仕事で一つの苦情を受けました。いわゆる低周波ということで、皆さんご存知のとおり、方向性が無い音ですから、どっちから来ているのだろう、ともかく体がおかしくなっちゃうという苦情を受けて、それを仕事として対応したことがあります。

それで、音に敏感な方がいらっしゃるということですが、その内容としてどういう音についてなのか、一般的な音についてのことなのか、体質的に特異なものを持っている方がいらっしゃるのか、それによって設計が変わってくると思うのです。施設設計に具体的に入った時の情報として、どういう方がこういうことで苦情の例があるので気を使っているという話を我々に聞かせて頂ければと思っています。

#### 委員長

それにつきまして、市に行って頂いて、協議をします。いかがでしょうか、1番2番につきまして。

#### 消防総務課

委員長、消防局からです。前回の地区全体説明会で、市民の方からご質問を頂きました。

木曜クラブには音に敏感な方がいらっしゃるの、質問した方は、当然法令を遵守した上で、配慮をお願いしますという質問をして頂いたと思っています。それで、消防局としては、当然まずハードな設備として、突然サイレンを鳴したりしないように徐々に音が大きくなる機能を使ったり、和音とか音程を下げる機能を付加したものを付けていきます。

また、近似する類似施設がありますかということですが、長後の総合高校や御所見の中学の例をあげさせて頂きました。そこでは問題がなかったとお伝えしたところですが、それは分かったということで、今後相談にも乗って下さいということでしたので、消防局としては当然配慮していきますので、と言って頂ければと思います。

ただ、法令遵守という最低限の規定を守ることは承知して頂いているものと認識しています。

**委員長**

その他いかがでしょうか。予算のことでは何か、ありますか。

**市民自治推進課**

今日、出ました課題については、各課で調整させていただきます。

**委員長**

本日の件については、この後、調整をさせて頂くということです。先日の議題1につきまして。

**A委員**

この前の全体説明会でもご意見が出ていたのですが、この新しい市民センターの建替えに関して、住民の方々から、我々の意見を含めて、多分 300 以上のご意見を頂いているはずだと、私は思っています。

それをもう一度ここで整理をして、基本構想の時にカバーしたものを、基本設計でカバーしなくてはならないもの、詳細設計でカバーしなくてはならないものを、もう一度振り分けて、それと「3つのコンセプト」、防災とか、地域交流とか、包括支援とか、それと環境課題とかに分けて、基本設計でこなさなくてはならない課題を、もう一度全体の中から見ても見えるような絵があったらいいと思う。それが無いと、いちいち説明するのに、全体が分らないと説明しにくいものがある。それは年中出す事は無いのですが。

もう一度、全体像の中から、今やらなくてはならない課題をみんなで位置付けて考えてくという絵が欲しい。事務局さんは大変ですが、できればその辺を踏まえて、もしも事務局が大変だったら我々も手伝います。

そういう絵に従って、基本設計では絶対にやらなくてはならない課題というのが見直してみる、そんな全体像が欲しいという気がしています。

**委員長**

ありがとうございました。

**事務局**

今、A委員からお話がありましたが、今まで出てきた住民の方々のご意見、概ね 300 位という数字がありましたが、その中で、基本構想の中で課題を整理できたもの、基本設計の中で整理していくもの、今後の実施設計の中でカバーしていくもの、というふうに振り分けて、それをそれぞれ基本コンセプトごとに明確にするといい、というご意見だと思います。そういうことができるかどうかを検討させて頂ければと思います。

**D委員**

今の話は賛成ですが、それは住民の意見をどう反映させるかというよりも、基本コンセプトとしてあげた事柄が、今、設計の中で充足しているのかどうかという確認だと思います。

**A委員**

まず4つ。「3つのコンセプト」プラス環境課題。

**D委員**

どこから意見が出てきたというよりも、全体として、意見も含めて十分にそれが満足する設計になっているかということです。そういう視点がないと、どこを向いて仕事をしているのか分からなくなる。あることは賛成ですが、例えば防災で言えば、基本的なコンセプトに向きが合っているかという事柄から、外階段はいいよということでマルが付くが、

そのキャパシティーについてはどうだということでもマルだということの結果、合格となる。分かりやすくしたい、協力していきたいと思います。

#### A委員

どこかで妥協しなくてはならない時に、外階段が諦められないとか、そういう判断の基準を全体像の中で位置付けておかないと、絶対残すというまで頑張るのか、住民との間で、最終合意に持っていく時の1つのキーになると思います。

#### 市民自治部長

非常に大事なことだと思います。当初の基本構想の前にできたものがいろいろあると思う。基本構想の中で解消されたものだったり、今の段階でも線がひけるものだったり、これからの課題だったりすると思います。また、カテゴリーで分けて、どうやったら見やすいか、分かりやすいかを検討させていただきます。

#### A委員

全体像を見せて頂いて、今やらなくてはいけない課題を明確にできる。

#### 市民自治推進課

その課題について、今、A委員がおっしゃった市民の視点とか、D委員がおっしゃったコンセプトとかを、整理してみたい。

#### A委員

それには、我々が出してきた意見も含めてお願いしたい。

#### 委員長

それでは本日の議題が終了しましたので、事務連絡を事務局からお願いします。

### 3 事務連絡

#### 事務局

事務連絡です。「次第」をご覧くださいと、中ほどに「3 事務連絡」という項目があります。その中の「(1)会議内容の整理」をさせていただきます。

交流スペースについて、1階のその上は吹抜けで、屋外にテラスがあり、明るさ、心理的な広さや開放感を考えてこういう設計にしたというお話がありました。それから図書室と喫茶の相乗効果というお話がありました。また、交流スペースと図書との有効的な使い方をもう1歩進められたらというお考えが示されました。例えば、電子タグを使えばワンランク高いやり方ができるのではないかと、これはお金がかかる話でもありますので、検討ということになりました。ただ、市の方も交流スペースで自由に本を読めるようにしていきたいという考えがありました。

それから、辻堂砂山市民の家については、この活用をどのようにしていくのか、具体的には地域の縁側というお話もありましたが、ここについても、多世代交流についても、担い手さんが出てくれば、使うことも考えられるというお話がありました。福祉窓口や包括支援センターなどについては、それぞれ持っている機能が違うのですが、共通項を導いて検討していければというお話がありました。

福祉避難所については、提案というか、実施設計の中で検討することですが、2階まではスロープで上る、そこから先はどうすればいいかは今後考えてほしいという意見がありました。また、要支援者の人数というお話がありましたので、その辺りはいちど市の方で引き取りをさせて頂くということです。

道路につきましては、以前、ご説明した内容について、改めてご確認頂きました。特に道路の南西の隅切りは、既に市の中でも調整しているところですので、次回以降、配置図に落とすということです。



また、木曜クラブにつきましては、音で考慮しなければいけないので、市の福祉部門と協議しているところで、ご説明を今後させていただきます。消防からは、このことについて、法令遵守をしていった上での配慮するという姿勢が示されました。

最後ですが、住民の意見を一度整理する必要があるという話がありました。

以上が本日、話として出ましたのでご報告しました。

「(2)今後の会議開催日程」につきましては、次回は7月24日月曜日、午後2時、第1談話室を予定しております。変則ですのでご注意頂ければと思います。

なお、今、多くの宿題を頂いています。また、検討しなければいけないこともありますので、場合によってはもうちょっとお時間を頂くこともあるかもしれません。それについては、ホームページで日程等変更になれば、その旨訂正をさせていただきますので、次回開催日前には日程の方をご確認頂いてからお越し頂きたいと思います。委員の方々には開催通知を差し上げることとなりますのでよろしくお願ひします。

最後になりましたが、本日の資料についてです。傍聴人の方々にお持ち帰り頂いてよろしいかと思いますが、委員長、よろしくお願ひします。

#### 委員長

はい、結構です。

#### 消防総務課

委員長。今の消防局の中で、当然法令は遵守していくのですが、当然配慮もしていくことを加えて頂きたいと、お願ひします。

#### 委員長

よろしいですか、事務局。

#### 事務局

承知いたしました。

#### 4 閉会

##### 委員長

資料につきましては、今事務局の方から説明がありましたとおり、お持ち帰り頂いても結構です。

それでは本日の検討委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。